

平成30年度農作業安全講座（大特・けん引）実施要領

熊本県立農業大学校研修部

1 目的

近年、農業機械の大型化・高性能化が進むなかで、効率的な利用と農作業の安全確保が重要な課題となっており、本校学生・研修生及び一般農業者等を対象として、農作業安全にかかる啓発及び運転操作技術の向上に関する講座を実施する。

2 講座の種類

- (1) 農作業安全講座（一般農業者）
- (2) 農作業安全講座（本校学生・研修生）
- (3) 農作業安全指導者養成講座

3 講座内容及び実施回数・定員

(1) 講座内容

- ア 講義等による農作業安全啓発
- イ 大型トラクタ及びトレーラけん引による運転操作及び路上走行練習
- ウ 熊本県運転免許センター（以下、「運転免許センター」という。）による大特・けん引（農耕車限定）運転免許の出張試験

(2) 講座の回数・定員

講座区分		平成30年度		
		回数(回)	定員(人)	年間定員(人)
農作業安全講座 (一般農業者)	大特	7	30	210
	けん引	4	24	96
農作業安全講座 (本校学生・研修生)	大特	4	25	100
	けん引	3	20	60
農作業安全指導者 養成講座	大特	1	30	30
合計		19		496

4 講座の受講対象者

(1) 農作業安全講座（一般農業者）

下記のア、イ、ウのいずれかの要件を満たす者。

- ア 県内に居住する専業農家又は第1種兼業農家の構成員で、年間150日以上自営農業に従事するとともに、大型特殊車両の農業機械を有する又は利用している者（予定も含む）。
- イ 県内に居住する県内の農業生産組織又は農業生産法人等の構成員、従業員、オペレーターであり、大型特殊車両の農業機械を運転・操作する業務を担う者。
- ウ 上記ア、イ以外の者で、農業大学校長が受講を認めた者。（農業関係研究機関等）

なお、アの専業農家、第1種兼業農家の家族経営に該当する場合は、大特、けん引免許のそれぞれについて、1名限りの申込とする。イの集落営農や受託組織等の農業生産組織、農業生産法人等の組織に属する場合は、3名以内の申込を可とする。

(2) 農作業安全講座（本校学生・研修生）

本校の学生及び新規就農支援研修生のうち、農業大学校長が受講を認めた者。

(3) 農作業安全指導者養成講座

県内農協及び農業関連企業等の職員、県内農業関係高校の教諭等、県農業関係機関の職員等であり、農業大学校長が受講を認めた者。

5 講座の受講資格要件

原則として、下記の(1)、(2)の要件を満たす者。

(1) 熊本県警察本部が実施する運転免許試験の受験要件を満たす者。

ア 大特

- (ア) 現有免許証の住所が熊本県内であること。
- (イ) 普通免許取得者であること。
- (ウ) 視力が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。一眼の視力が0.3に満たない者もしくは一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること（矯正視力を含む）。

イ けん引

- (ア) 現有免許証の住所が熊本県内であること。
- (イ) 大特（農耕車限定も含む）免許取得者であること。
- (ウ) 視力が両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上であること（矯正視力を含む）。
- (エ) 深視力が三かん法の奥行知覚検査器により3回の平均誤差が2cm以下であること。

ウ 特記事項

身体障害者手帳を有する者、または現有免許証で身体障害について条件が付いている者は、受験にあたって事前に運転免許センターにて適性相談を受け、熊本県公安委員会が発行する「適性相談通知書」の確認がとれた場合等に限る。

(2) 所定の講座全日程を欠席せずに参加できる者。

6 講座の受講手続き

(1) 農作業安全講座（一般農業者）

ア 受講希望者の受付は、平成30年4月9日（月）から同年5月7日（月）（農業普及・振興課受付日）までの期間とする。

3月14日（水）から農大ホームページ上で告知するとともに、各地域の農業・普及振興課から関係機関に文書で通知する。

イ 講座の受講を希望する者は、別紙1-1の受講申込書（優先選定の希望があった場合は、本要領7の（2）の優先選定申込書も添付する）に必要事項を記入し、管内の地域振興局、あるいは熊本農政事務所の農業普及・振興課を經由し、農業大学校長に提出するものとする。

ただし、本要領4の（1）のウに該当する者は、各所属長を通じて直接、農業大学校長に提出するものとする。

ウ 講座受講申込書等の提出を受けた各地域の農業普及・振興課は、本要領の4の「講座の受講対象者」及び本要領の5の「講座の受講資格要件」を確認のうえ受理し、別紙2-1の受講申込一覧及び別紙3の受講対象者チェックシートを添付して5月18日（金）までに農業大学校長に提出するものとする。

(2) 農作業安全指導者養成講座

ア 講座の受講を希望する者は、別紙1-2の受講申込書に必要事項を記入し、各所属長を通じて農業大学校長に提出するものとする。ただし、県内農協及び農業関連企業等の職員については、熊本県経済農業協同組合連合会（以下、「経済連」という。）を經由のうえ、農業大学校長に提出するものとする。

イ 受講申込書の提出を受けた経済連は取りまとめを行い、別紙2-2の受講申込一覧を添付して農業大学校長に提出するものとする。

ウ 受講希望者の募集は、平成30年4月9日（月）から同年10月12（金）（経済連又は農業大学校受付日）までの期間とする。

7 農作業安全講座（一般農業者）の受講者決定と通知

農業大学校長は、書類審査（受講資格要件等を確認）のうえ講座受講者を決定するものとし、受講希望者が定員を超過した場合、抽選を行う。

(1) 農業大学校長は、書類審査（受講資格要件等を確認）のうえ講座受講者を決定するものとし、受講希望者が定員を超過した場合、抽選を行う。

(2) 講座の定める担い手に該当する場合には、別紙4の優先選定申込書で要件等を確認のうえ優先的に選定するものとする。

ただし、講座の定める担い手は、平成30年4月1日現在65歳未満の農業者で、次のア～エのいずれかに該当する者とする。

ア. 認定農業者（申請者本人及び共同申請者のみ）

イ. 認定就農者（申請者本人のみ）

ウ. 人・農地プランに位置付けられた担い手（本人のみ）

エ. 農業生産組織・農業生産法人等の構成員、従業員、オペレーター

オ. くまもと農業経営塾の卒塾生

(3) 農業大学校長は、受講者を決定し、本人及び当該経由機関へ受講決定の通知を行う。

8 受講申込書の取り扱い

受講申込書は、年度内限りの保管とし、講座終了後すべて廃棄する。

9 講座及び免許試験の場所

(1) すべての講座及び運転免許技能試験（運転免許センターの出張試験）は、農業大学校研修部トラクタコースで行う。

(2) 農作業安全講座（一般農業者）及び農作業安全指導者養成講座の運転免許試験にかかる申請手続き及び運転免許適性試験については、運転免許センターで行う。

10 講座受講に必要なもの

(1) 運転免許証（学科試験合格者は、代わりに本籍を記載した住民票）

(2) 講座に適した安全で動きやすい服装（長袖・長ズボンの作業服等）、運動靴、雨具、筆記用具（黒ボールペン・鉛筆・消しゴム）、眼鏡等

(3) 講座経費

講座受講料は無料とするが、運転免許試験受験に関する経費（交通費・滞在費等）及び傷害保険加入（必須）の費用は、受講者の負担とする。

ア. 運転免許試験受験料 : 2,950円

(熊本県収入証紙：免許センターで購入)

イ. 免許写真代（参考） : 800円程度（縦3cm×横2.4cmを2枚）
（写真は無帽、無背景、正面、上三分身のもので、半年以内に撮影したもの。）

ウ. 傷害保険料（参考） : 1,000円程度（講座初日に加入手続きあり）

1 1 注意事項

- (1) 受講申込後に現有免許証の住所から転居した者は、受講前に最寄りの警察署で住所変更を行っておくこと。なお、変更後は直ちに免許証コピー（両面）を農業大学校へ提出すること。
- (2) 免許更新年の申し込みの場合は、誕生日から現有免許証の有効期限（誕生日から1か月後）の間には講座の受講希望日を設定しない。
- (3) 合格後は、所定の交付日（試験日かあら数えて3回目の火曜日。当日が祝祭日等で休日の場合は、その翌営業日）に、所定の交付場所（免許センター又は所管の警察署）で必ず免許証の受領を行うこと。
- (4) この講座は「農作業安全」を主旨とするものなので、指導教官の指示に従い、安全第一に終始すること。
また、どうしても避けられない理由、やむを得ない理由等がない限り、欠席・遅刻・早退は認めない。